第22回 犯罪対策閣僚会議 議事録

1 日時

平成26年12月16日(火)午前9時43分~午前10時

2 場所

首相官邸 4 階大会議室

3 出席者

安倍内閣総理大臣

菅内閣官房長官(司会)

麻生副総理・財務大臣・内閣府特命担当大臣、高市総務大臣、上川法務大臣、 岸田外務大臣、下村文部科学大臣、塩崎厚生労働大臣、西川農林水産大臣、 宮沢経済産業大臣・内閣府特命担当大臣、太田国土交通大臣、

望月環境大臣·内閣府特命担当大臣、江渡防衛大臣、竹下復興大臣、 山谷国家公安委員会委員長·内閣府特命担当大臣、山口内閣府特命担当大臣、 有村内閣府特命担当大臣、甘利内閣府特命担当大臣、石破内閣府特命担当大臣 加藤内閣官房副長官、世耕内閣官房副長官、杉田内閣官房副長官 横畠内閣法制局長官、西村内閣危機管理監

古谷内閣官房副長官補、兼原内閣官房副長官補、高見澤内閣官房副長官補 黒田内閣官房内閣審議官

4 議事内容

【菅内閣官房長官】

ただ今から犯罪対策閣僚会議を開催いたします。

早速ですが、議事に入ります。

まず、議題(1)の「宣言:犯罪に戻らない・戻さない」(案)について、世耕内閣官 房副長官から説明願います。

【世耕内閣官房副長官】

資料1-1を御覧ください。

再犯防止対策については、昨年12月に閣議決定された「『世界一安全な日本』創造戦略」に基づいて、政府一丸となった取組を進めているところです。

しかし、再犯防止対策を進める上では、こうした取組に加え、「犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として自然に受け入れることができる社会」にしていくことが不可欠です。

そこで今回、そのような社会の実現に向けた国の取組方針や国民に協力をお願いしたいことを「宣言:犯罪に戻らない・戻さない」として取りまとめました。

この宣言では、犯罪や非行をした人が、自立した生活をするために必要となる仕事 や居場所の確保に関する具体的な数値目標を掲げております。

その上で、その実現に向けた国の取組の方向性や、広報・啓発活動の強化、具体的には、これまでは法務省が中心となって行っていた「社会を明るくする運動」を、政府全体の取組とし、より一層力強く展開していくことで、広く国民から直接・間接的に御協力をいただけるよう働き掛けていきたいと考えております。

なお、皆様に付けていただいているのは、犯罪のない幸せな社会を願うシンボルであり、「社会を明るくする運動」への賛同を示すしるしとして使われている「しあわせの黄色い羽根」バッジです。

以上、この宣言案について、御決定をお願いいたします。

【菅内閣官房長官】

ただ今の説明に関連して、上川法務大臣から御発言をお願いします。

【上川法務大臣】

再犯防止に関する宣言「犯罪に戻らない・戻さない」について、一言申し上げます。

犯罪が繰り返されない、何よりも新たな被害者を生まない、そして、国民が安全で 安心して暮らせる、「世界一安全な国、日本」を実現するためには、犯罪や非行をした 者を社会から排除し、孤立させるのではなく、再び受け入れ、責任ある社会の一員と していくことができる社会を構築することが不可欠です。

法務省といたしましても、総理、官房長官から強くご指示のあったところであり、 国民に対する広報啓発を含め、より一層再犯防止対策の推進に取り組んでまいります ので、関係閣僚の皆様方におかれましては、本宣言の実現に向けて、御理解と御協力 を賜りますよう、お願い申し上げます。

【菅内閣官房長官】

それでは、「宣言:犯罪に戻らない・戻さない」について、本閣僚会議の決定とした いと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

【菅内閣官房長官】

ありがとうございます。

御異議が無いようですので、原案のとおり決定したいと思います。

続きまして、議題(2)の「人身取引対策行動計画2014」(案)について、古谷内閣官 房副長官補から説明してもらいます。

【古谷内閣官房副長官補】

「人身取引対策行動計画2014」(案)について御説明します。

資料2-1を御覧ください。

人身取引対策は、これまで平成21年12月に策定した「人身取引対策行動計画2009」 に基づき、諸対策を推進してまいりました。

しかしながら、依然として、人身取引は重大な国際問題であり、我が国の取組状況は、国際社会からも注目されております。新たな課題に対処しつつ、引き続き政府一体となって総合的かつ包括的な人身取引対策を推進する必要があるため、今般、行動計画を改訂したいと考えております。

新しい行動計画案は、①人身取引の実態把握の徹底、②人身取引の防止、③被害者の認知の推進、④人身取引の撲滅、⑤被害者の保護・支援及び⑥人身取引対策推進のための基盤整備の6つの柱で構成されております。

特徴としては、人身取引は非常に潜在性が強く、全ての被害者を認知しているものではないということを念頭に、「人身取引被害者の認知の推進」を新たに一つの項目として位置付けております。また、労働搾取目的の人身取引事犯の防止として、外国人技能実習制度の抜本的見直し等を明記しております。また、関係省庁の連携による取締りの徹底等についても盛り込んでおります。こうしたことが特徴として挙げられます。

今後、この計画に沿って、人身取引の防止、撲滅、被害者の保護を含む総合的かつ 包括的な対策を推進してまいりたいと考えますので、御了解をお願いいたします。

【菅内閣官房長官】

ただ今の説明に関連して、岸田外務大臣から御発言をお願いします。

【岸田外務大臣】

我が国の人身取引対策に関しては、これまで国際社会、特に米国から様々な指摘や 懸念が表明されてきました。こうした状況を踏まえ、今般とりまとめられた「行動計 画2014」は、我が国の人身取引対策を従前にも増してより包括的かつ実効的にするも のです。残された課題についても、引き続き関係省庁と連携して対応して参ります。

【菅内閣官房長官】

それでは、「人身取引対策行動計画2014」について、本閣僚会議の決定としたいと思

いますが、御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

【菅内閣官房長官】

ありがとうございます。それでは、原案のとおり決定したいと思います。

なお、この行動計画に基づく取組を、政府として強力に推進していくために、この後の閣議において、本閣僚会議の下に関係閣僚からなる「人身取引対策推進会議」を随時開催することとし、現在の「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」はその下に位置付ける予定ですので、御承知おきをいただきたいと思います。

続きまして、議題(3)の「国際テロの現状と対策」について、西村内閣危機管理監から報告してもらいます。

【西村内閣危機管理監】

資料4を御覧ください。

現在、国際テロ情勢は、依然として各地で「アル・カーイダ」関連組織によるテロが発生するなど、厳しい状況にあります。特に、ISIL、いわゆる「イスラム国」は、巧みな広報により各国から外国人テロ戦闘員を誘引し、数万人の戦闘員と潤沢な資金を持つとされ、極めて残虐な暴力行為を組織的に行っております。本年9月に採択された国連安保理決議第2178号や、各種の国際会合において採択された声明では、テロ対策の重要性が再確認され、テロ行為目的の渡航等の犯罪化に各国が取り組むべきことなどが規定されております。

こうした状況を踏まえ、現在、我が国においても、関係省庁が一丸となって、必要な取組を講じております。例えば「外国人テロ戦闘員」に関しては、テロ行為の実行のための渡航は、処罰や旅券発給制限等の対象となり得るものであり、関係機関において、早期の兆候把握や迅速な情報共有に努めているところです。

この他、「『世界一安全な日本』創造戦略」等を踏まえ、情報収集・分析、水際対策、重要施設の警戒警備・対処能力の強化、国際協力を始めとする各種テロ対策を、官民連携を図りつつ推進しているところであり、特に、テロ資金対策については、テロ資金提供処罰法等の一部改正、国際テロリストの国内取引を規制する財産凍結法の制定により、一層強化したところです。

今後も、万全の態勢構築を期して参ります。

【菅内閣官房長官】

それでは、国際テロ対策も含め、昨年策定した「『世界一安全な日本』創造戦略」に 基づく各省庁の取組について、関係大臣から御発言をお願いします。 まず、山谷国家公安委員会委員長から御発言をお願いします。

【山谷国家公安委員会委員長】

警察の取組について、御説明します。

資料9-1を御覧ください。

イラク、シリア等の紛争地域に外国人戦闘員が多数渡航しているほか、オーストラリアのシドニーでは、イスラム過激派の影響を受けた可能性のある者による人質立て こもり事件が発生するなど、国際テロをめぐる厳しい情勢が続いております。

こうした情勢の中、2016年には主要国首脳会議が、2020年にはオリンピック・パラリンピックが開催される予定であり、警察としては、関係省庁とも連携しつつ、情報収集・分析の強化や重要施設の警戒警備の徹底等、国際テロの未然防止に万全を期してまいります。

資料9-2を御覧ください。

振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の被害が深刻化しております。

警察としては、取締りの徹底、通信傍受の見直し等に取り組んでまいりますが、被害の阻止には金融機関や郵便・宅配事業者による通報等、官民一体の取組が不可欠であり、取組強化に向けた一層の御協力をお願いしたいと考えております。

資料9-3を御覧ください。

サイバー空間の脅威が深刻化する中、通信履歴の保存は極めて重要であり、警察では、総務省との協議等、その実現に向けた取組を進めております。

また、第187回臨時国会で成立したサイバーセキュリティ基本法を踏まえ、内閣サイバーセキュリティセンターとの情報共有の推進や、本年11月に業務を開始したJC3との緊密な連携等により、引き続き、サイバー空間の安全・安心の確保に努めてまいります。

資料9-4を御覧ください。

ストーカー事案等の人身安全関連事案は、事態が急展開して重大事件に発展するお それが高く、その対策の強化が急務です。

警察では、対策に従事する地方警察官の増員の要求等を行っておりますが、特に、ストーカー事案の被害防止等については、関係省庁と連携した取組が不可欠であり、その強化に向け、一層の御協力をお願いしたいと考えております。

資料9-5を御覧ください。

危険ドラッグについては、その影響によるとみられる交通事故が続発するなど、問 題は依然として深刻です。

警察では、あらゆる法令を駆使した取締りにより乱用の防止を図るとともに、販売 店舗に対する捜査等を徹底しておりますが、危険ドラッグ対策には、関係省庁の連携 が必要ですので、今後とも、一層の御協力をお願いしたいと考えております。 警察としては、今後とも、「世界一安全な国、日本」の実現に向け、各省庁との連携の下、総合的な取組を強力に推進してまいります。

【菅内閣官房長官】

続きまして、塩崎厚生労働大臣から御発言をお願いします。

【塩崎厚生労働大臣】

「『世界一安全な日本』創造戦略」において、薬物対策の一つとして危険ドラッグ対策が位置付けられておりますので、最近の取組み状況をご説明申し上げます。

資料10を御覧ください。

厚生労働省としては、指定薬物の迅速指定、薬事法に基づく初めての検査命令・販売等停止命令の発動、インターネット販売店の削除要請などを強力に推進してきました。その結果、販売店舗の8割以上を廃業又は閉鎖に追い込むとともに、国内インターネット販売サイトの約4分の3を閉鎖又は販売停止に追い込み、一定の成果を挙げております。

11月19日には、更なる取組みの強化を図る医薬品医療機器等法改正法案が全会一致で成立をいたしました。これにより、対象の危険ドラッグ全般への拡大、販売等停止命令の効果の広域化、プロバイダに対する削除要請や免責規定の創設が講じられたことにより、機動的かつ実効性のある取締りが行えるようになります。

本法律は、明日17日に施行されることとなっており、直ちに、これらの措置を最大限に活用することにより、危険ドラッグの撲滅に向けて取り組んでまいります。

【菅内閣官房長官】

ほかに御意見のある方は御発言願います。

【麻生副総理兼財務大臣】

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を控え、テロ対策の観点からも、計画的なCIQ (Customs、Immigration、Quarantine)の体制整備は極めて重要であろうと思っておりまして、税関においてもこれに適切に対応していきたいと考えております。

また、厚生労働大臣からもお話がありましたけれども、危険ドラッグについては、 法制面の整備も含め、税関での対応の強化を進めてまいりたいと考えております。

【菅内閣官房長官】

他に御発言のある方はいらっしゃいませんでしょうか。

(発言者なし)

【菅内閣官房長官】

よろしいですか。それでは、これからカメラが入りますので、しばらくお待ちください。

(プレス入室)

【菅内閣官房長官】

最後に、内閣総理大臣から御指示を頂きます。

【安倍内閣総理大臣】

良好な治安の確保は、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の成功の前提であるだけでなく、女性や若者が安心して社会で活躍する大切な基盤となり、また、地方創生の「磯」ともなる重要な課題であります。

昨年末に取りまとめた「『世界一安全な日本』創造戦略」に基づいて、省庁の垣根を 越えた総合的な犯罪対策に取り組んだ結果、犯罪の認知件数が減少し続けるなど、我 が国の治安に改善が見られることは確かですが、「世界一安全な日本」の実現には未だ 道半ばです。

具体的には、危険ドラッグの乱用に起因する犯罪や重大事故の発生、サイバー空間の脅威の深刻化、ストーカー事案の多発、振り込め詐欺等による高齢者被害の増加など、まさに国民生活の身近なところで重大な犯罪が発生し、国民に不安を与えています。また、いわゆる「イスラム国」の台頭に伴い、国際テロの危険も急速に高まっています。

これらに対する対策を更に推し進め、国民が肌で感じる「体感治安」を向上させることこそが重要です。

その上で、再犯防止は喫緊の課題です。犯罪の約6割は再犯者によって起こされています。大切なことは、犯罪を犯し、非行に走った人を社会から排除して孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れること。すなわち、仕事と居場所の確保を支援すること。そのため、この度、「宣言:犯罪に戻らない・戻さない」を決定しました。各位にあっては、これに基づき、国民の理解と協力を得ながら、この課題に正面から取り組むようお願いをいたします。

加えて、国際的に重大な課題となっている「人身取引の撲滅に向けた取組」も前に 進めることが重要です。本日、策定した新たな行動計画に基づき、取締り、被害者の 保護等に、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

閣僚各位には、引き続き政府一体となって、国民生活の基盤である良好な治安の確

保、そして、世界に誇る「世界一安全な国、日本」を創り上げるため、全力で取り組んでいただくようお願いします。

(プレス退室)

【菅内閣官房長官】

それでは、これで本日の会議を終了いたします。 本日はありがとうございました。

以上